

国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用事業
(中型曝露実験アダプタ利用)
事業者の選定
公募型企画提案に係る企画提案要請書
(RFP: Request for Proposal)

2018年12月5日
国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 若田 光一

本企画提案への参加を希望する者(以下「応募者」という。)は、下記に基づき企画提案書等を宇宙航空研究開発機構(以下「JAXA」という。)に提出してください。

－ 記 －

1. 事業の概要

(1) 件名:

国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用事業(中型曝露実験アダプタ(i-SEEP)利用)

(2) 事業の目的:

JAXA は、「きぼう利用戦略」(<http://iss.jaxa.jp/kiboexp/strategy/> :2017年8月第2版制定)に基づき、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」の利用事業の民間への開放(民間による事業の自立化)を進めており、その第二弾として船外利用事業(i-SEEP 利用)の事業者を公募いたします。本 RFP は、「きぼう」船外利用事業(i-SEEP 利用)の事業化を行うため、次項以降に示す JAXA が定める前提条件の範囲で、提供可能なサービスの内容、ビジネスモデル及びサービス料金等の企画提案をいただくものです。JAXA は、提案内容を評価し、事業者を選定いたします。

2. 配布資料 (※配布資料をご希望の事業者は 4.3 項「船外利用(i-SEEP)事業 RFP 窓口」までご連絡ください)

(1) 事業者選定 評価基準表

(2) 中型曝露実験アダプタ(i-SEEP)の概要(※1)

※1:i-SEEP と実験ペイロードのインタフェースに係る技術情報は、「IVA 補給型中型曝露実験プラットフォーム/実験装置インタフェース管理仕様書:

「<http://iss.jaxa.jp/kiboexp/equipment/pdf/jmx-2013418a.pdf>」を参照ください。

(3) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用(中型曝露実験アダプタ利用)事業 事業者選定の RFP に係る前提条件(※2)

※2:当該資料のうち、別添 2 の資料は、JAXA との間で秘密保持契約(別紙様式 4)を締結した場合配布いたします。

(4) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」における船外利用(中型曝露実験アダプタ利用)事業に関する基本協定書(案)

(5) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」中型曝露実験アダプタの有償利用に関する取引基本契約書(案)

- (6) 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用(中型曝露実験アダプタ利用)事業 事業者選定基準

3. 応募資格要件

応募者は、次の要件をすべて満足する法人を対象といたします。

- (1) 日本法に基づき適法かつ有効に設立され、かつ存続する法人であること。
- (2) 全省庁統一資格の「役務の提供等」でD等級以上の資格を有している者であること。
- (3) 別紙様式2により、配布資料(4)、(5)の案により基本協定書及び取引基本契約書を締結する意思が表明されていること。
- (4) 共同企業体で応募する場合の要件は次のとおり。
 - 共同企業体で応募する場合には、その構成員の中から代表者(代表企業)を選定すること。
 - 共同企業体の代表者は、本業務に係る主契約企業としてJAXAとの連絡・調整等を行うこと。また、他の構成員のマネージメントを行うこと。
 - 共同企業体の構成員が、単体法人又は他の共同企業体により重複して本事業への応募をしていないこと。
 - 共同企業体に海外法人が含まれる場合は、当該海外法人が輸出貿易管理令別表第三に定める国の法人であること。
 - 共同企業体を構成する法人間において、契約相手方として選定後にその結成及び運営等について協定を締結すること。

4. 提案にあたっての要求事項

応募者は、4.1 項及び 4.2 項に掲げる資料(以下「企画提案書等」という。)を提出してください。

4.1 企画提案書：紙媒体 20 部及び CD-ROM 等の電子媒体 1 部

(1) 提案について

現在、JAXA が主体となってユーザとの契約に基づき提供している「きぼう」船外利用事業(i-SEEP 利用)について、国際貢献等の一部の利用を除き、事業運営を民間事業者(大学・機関を含む日本国内の法人。本 RFP により、1 事業者を選定。)に委ね、事業者(共同事業体(コンソーシアム)形式を含む。)が、JAXA に代わり主体的にサービス提供する事業形態に移行する。

そこで、2.(3)項に示す前提条件の範囲で、本資料 1.(2)項を達成するために以下の各項目に対する提案を行うこと。

① 応募資格要件

3 項に示す要件を満足すること。有資格者であることを証明するため、企画提案書に加えて、4.2 項に定める日本国内の法人登録情報(現在事項証明書、全省庁統一資格(競争入札参加資格))及び共同企業体で応募する場合は、共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案を提示すること。

② 前提条件

事業計画の前提条件について簡潔にまとめること。

③ 事業コンセプト・ビジョン

ビジョン(理念や本事業化で何をしたいのか等の基本方針を含む。)に基づく、事業コンセプトを示すこと。また、それらが事業化(RFP)の趣旨に適合していること。特に将来の地球低軌道利用に続く持続的な事業運営を目指し、どのような需要を開拓・促進できるか、その考え方を示すこと。

④ 事業モデル

事業コンセプトを具現化する為の事業モデル(ビジネスモデル)(※3)を具体的に示すこと。また、事業スケジュールを具体的に示すこと。

※3:ビジネスモデル俯瞰図(商流・物流・金流を示し、誰にどのようなサービスを提供し、どのように対価を得るのか、その対価がどのように消費され、最終的に収益として留保され、事業が継続して回るのか)等を用い、分かりやすく記載すること。

⑤ 市場分析/販売戦略

事業コンセプト並びに事業モデルを踏まえた販売戦略(※4)を論理的に示すこと。

また、事業者から見た潜在的なユーザ複数者からのヒアリングを行い、ヒアリング結果を示し、その結果を踏まえた動向分析を示すこと。

※4:事業領域としてターゲットとする利用者のニーズ(又はシーズ)及び属性や事業を展開する地域(商圏)、どのようなチャネルを使って顧客獲得するか等を指す。

⑥ 事業実施体制

事業開始時点から事業自立化までの事業実施体制(体制図、組織図、担当人数等)の準備計画について、具体的に示すこと。また、企業や担当者の経歴(「きぼう」利用の開発・運用に関わったことのある技術者が含まれている等)なども踏まえ、事業実施が可能であるか(自社で搭載に係るインテグレーション作業が実施できる体制かなっているか。もしくは連携先がある場合は、連携先の選定理由、連携先との役割分担、連携先の体制等)を具体的に示すこと。

⑦ 財務計画

3年～5年間の財務計画(売上・営業損益等が分かるシート)について、それぞれの内訳根拠(例:売上=単価×個数、売上原価にJAXAに対する費用負担、外注費、材料費等の原価や費用が織り込まれている、販売管理費に事業実施体制の陣容や事業モデルに係る間接経費が織り込まれている)とともに具体的に示すこと。また、企業の実績や財務安定性を示す直近の決算書等のエビデンスを示すこと。

⑧ リスク分析

外部要因(国内外の政治・社会情勢、経済環境、技術革新、市場、競合等)と内部要因(組織、商品、サービス、資金等)から考えられる事業リスク並びに実効性のある対応策を具体的に示すこと。

(2) 形式に関する注意点

以下に示す注意点に留意して提出してください。

- ① 本提案要請書 2.(3)項に基づき提案書を作成すること。
- ② 様式は、4.1 項(1)②～⑧については別紙 事業計画書フォーマット(別紙様式 1)に記載するものとし、配布資料(1)に示す評価ポイントに留意しながら、分かりやすく示すこと。
- ③ 記載内容を補足する資料(パンフレット、投資家向け資料等)があれば、積極的に添付すること。
- ④ 提出資料に対する JAXA からの照会先について、住所、会社名、部署名、責任者名、電話番号及び電子メールアドレスを明記すること。

4.2 応募資格書類

- (1) 法人の現在事項証明書の写:1部
- (2) 国の競争参加資格(全省庁統一資格)の写:1部
- (3) 基本協定並びに取引基本契約書締結に係る意思表明書(別紙様式 2):1部(※5)
※5:法人の代表権を有する者が発行する意思表明書とすること。
- (4) 共同企業体の結成及び運営等について定めた協定書(コンソーシアム契約)案(共同企業体での応募の場合):1部

4.3 企画提案書等の提出先

〒305-8505

茨城県つくば市千現 2-1-1

宇宙航空研究開発機構 筑波宇宙センター

有人宇宙技術部門 きぼう利用センター 「船外利用(i-SEEP)事業 RFP 窓口」

担当電話番号 050-3362-6369

Email z-kibo-promotion@ml.jaxa.jp

4.4 企画提案書等の提出期限

2019年1月31日(木)12時(必着)

4.5 秘密保持

当該提案に応募者が保有する秘密情報が含まれている場合は、JAXA との間で秘密保持契約書(別紙様式 4)を締結した上で、当該情報が含まれる企画提案書の該当ページ右上に「第三者開示制限」と記すこと。

なお、企画提案全体を秘密情報とする場合は、企画提案書の表紙に「第三者開示制限」と記す方法をもって各ページへの個別の表示に代えることができるものとする。

5. 説明会開催日時及び開催場所

本公募に係る応募者向け説明会を以下のとおり開催する予定です。なお、説明会への参加は任意といたします。

<予定>

日時:2018年12月13日(木)14時00分~15時00分

場所:JAXA 東京事務所(もしくは近隣の会議室) 及び 筑波宇宙センター

説明会に参加を希望する者は、2018年12月11日(火)12時までに4.3項の担当者に参加希望の旨を連絡すること。参加者不在の場合は説明会を実施しない。

6. 質疑応答

本公募に関する質問については、以下のとおり受け付けます。

(1) 質問について

- ① 質問のうち重要なものについては、JAXA 指定の書式(別紙様式 3)又はこれに準じた質問書により行うこと。
- ② 質問のうち軽微なものに限り、口頭又は電子メール等で行うことができる。
- ③ 質問の受付は、本資料 4.3 項の担当者が行う。
- ④ 質問の受付期限は、2018年12月21日(金)12時までとする。

(2) 回答について

前項①の質問に対する回答は、書面により行う。質問を行った者は、必要がある場合、JAXA からの回答に対し再質問等を提出し、企画提案書等提出時までに疑義のないようにすること。

(3) 通知について

各質問/回答について、その内容が公平性の観点から説明会に来て登録した社全員に周知すべきであると JAXA が判断した場合は、JAXA から他の者に質問/回答の内容を通知する。

7. 企画提案の評価等

- (1) 評価プロセスについては、配布資料(6)に定める。
- (2) 評価を行うために必要がある場合には、企画提案書等の内容等についての質問や関連資料等の追加提出を求めることがある。
- (3) 評価の経緯及び評価内容等は原則公表しない。

8. 選定結果の通知

- (1) 前項の評価の結果は、選定結果を応募者全員に通知する。また、選定された法人名は契約締結後に JAXA のホームページに掲載する。
- (2) 何らかの理由により前項による選定が出来ない場合又は当該選定を再度行おうとするときは、その旨を JAXA のホームページに掲載することにより通知する。
- (3) 選定結果通知予定日：2019 年 2 月 20 日(水)

9. 契約締結

- (1) JAXA と選定された法人との間で 2(4)項の基本協定書(案)、2(5)項の取引基本契約書(案)に基づき契約締結する。
- (2) 本企画提案に基づく契約の締結は、JAXA の 2019 度の予算が成立することを条件とする。また、暫定予算になった場合、全体の契約期間に対する暫定予算の期間分のみ契約とする場合がある。

10. 企画提案書等の取扱い

- (1) 本企画提案要請書は、事業者選定のための資料提出を要請するものであって、直ちに企画提案書等の内容で契約を締結するものではない。
- (2) 企画提案書等の内容は、提出期限後の変更・差替えを認めない。
- (3) 4.5 項で識別された秘密情報については、JAXA は、事前に書面による応募者の同意なしに第三者にこれを開示し、または他の目的に転用しない。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 企画提案書等に虚偽の記載をした者は、JAXA が行う他の調達に関する競争参加資格の停止を行うことがある。

11. その他

- (1) 企画提案費用
本企画提案に要する費用は応募者の自己負担とする。
- (2) 環境への配慮
企画提案の内容が、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律(通称グリーン購入法)第7条1項及び「環境物品等の調達の推進を図るための方針」(後者は JAXA の公開ホームページにおいて公開している。)に適合したものになるよう配慮すること。

以上

(別紙様式 1)

2019年 XX月 XX日

宇宙航空研究開発機構 (JAXA)
「船外利用事業(i-SEEP)RFP 窓口」担当 宛

国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」
船外利用(中型曝露実験アダプタ利用)の企画提案募集

別紙 事業計画書フォーマット

事業名	どんな事業かを示す事業名を記載ください。
提案代表者	【企業名】
	【所属／役職】
	【氏名】
	【所在地】
	【TEL】
	【E-mail】

事業計画書
<p>(1) エグゼクティブサマリー (事業概要)</p> <p>➤ 事業計画の要約として、ターゲットとするユーザにどのようなサービス・商品を提供する事業なのか、加えて、動向分析、営業戦略、短期的・中期的目標、資金調達、課題などを示す。1ページ以内。【会社概要があれば別途添付のこと】</p>
<p>(2) 前提条件</p> <p>➤ 事業の自立化に向けて、事業計画の前提やJAXAに求める支援内容等を記入してください。</p>
<p>(3) 事業コンセプト・ビジョン</p> <p>➤ ビジョンや事業コンセプトを簡潔に記入してください (20行以内)。</p>
<p>(4) 事業モデル</p> <p>➤ 事業コンセプトを具現化するための事業モデル (ユーザは誰で、どのような商品・サービスを、どのような方法 (販売・流通チャネル、営業体制) で提供し、どのように収益を上げ、事業として継続して回るのか、ユーザはどのようなベネフィットを得ることができるのか等) を具体的に記入してください。</p>
<p>(5) 事業化スケジュール</p> <p>➤ 事業化スケジュール (開発、商品化、販売に係る「事業立案から事業開始まで」及び「事業開始後の中期計画 (3~5年)」のスケジュール) を年度別に記入してください。</p>
<p>(6) 市場分析・販売戦略</p> <p>➤ 事業コンセプト並びに事業モデルを踏まえた販売戦略を論理的に具体的に記入してください。特に事業者から見た潜在的なユーザ複数者からのヒアリングを行い、そのヒアリング結果も示したうえで今後の市場形成に向けた動向分析をしてください。</p>
<p>(7) 事業実施体制</p> <p>事業開始から事業自立化までの事業実施体制 (必要となる人数、職種、担当者の経歴もしくはどのような人を確保するか、「きぼう」利用実験に関わった</p>

経験者の有無、等)の準備計画について、現状分析を踏まえて記入してください。また、連携先がある場合はその選定理由、役割分担、体制等も記入してください。

(8) 財務計画

- 事業化後3～5カ年における年度別の財務計画(売上目標、営業損益(経費の根拠含む)等)、事業に必要な資金とその調達方法を記入してください。【実績を示すエビデンスとして、直近の決算書を添付のこと】

(9) リスク分析

- 外部要因(市場、競合等)と内部要因(組織、商品・サービス、資金等)から考えられる事業リスクとその対応策を記入してください。

(別紙様式 2)

基本協定並びに取引基本契約書締結に係る意思表示

2019 年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 若田 光一 殿

(会社名)
(代表権者)
(氏名) 印

国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用事業(中型曝露実験アダプタ(i-SEEP)利用) 事業者選定に係る公募型企画提案への応募を行うにあたり、本企画提案において事業者として選定された場合、本件提案要請書 2.(4)、(5)項の基本協定並びに取引基本契約書案により宇宙航空研究機構(以下「JAXA」という。)との間で基本協定並びに取引基本契約書を締結する意思があることを表明いたします。

以上

(別紙様式 3)

質問書

2019 年 月 日

国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
有人宇宙技術部門長 若田 光一 殿

(会社名)
(職位)
(氏名) 印

件名: 国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用事業(i-SEEP 利用)

No.	質問事項
(文書名) (ページ)	
(回答)	
(回答に対する諾否)	印

秘密保持契約書

〇〇株式会社（以下「〇〇」という。）及び国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構（以下「機構」という。）は、国際宇宙ステーション日本実験棟「きぼう」船外利用(中型曝露実験アダプタ (i-SEEP) 利用)事業者（以下「事業者」という。）の選定過程において、〇〇及び機構（以下「本契約当事者」という。）の間で授受される秘密情報の取扱に関して、次のとおり契約（以下「本契約」という。）を締結する。

(目的)

第1条 本契約は、事業者を選定するための公募型企画競争に係る企画提案要請（以下「本RFP」という。）において、本契約当事者が授受する秘密情報及び秘密情報の取扱について定めることを目的とする。

(秘密情報)

第2条 秘密情報とは、本RFPにおいて、情報を開示する本契約当事者（以下「開示者」という。）が、開示者より情報を受領する本契約当事者（以下「受領者」という。）に開示する情報のうち、秘密であることが表示された情報をいう。ただし、次の各号の一に該当する場合は除外する。

- (1) 開示者から開示される以前に既に所有していたもので、係る事実が立証できるもの。
- (2) 開示者から開示される以前に既に公知のもの。
- (3) 開示者から開示された後に、自己の責めに帰し得ない事由により公知となったもの。
- (4) 正当な権限を有する第三者から秘密保持の義務を伴わずに開示されたもの。
- (5) 開示された情報によらず独自に創作したものであることが証明できるもの。

(秘密保持)

第3条 受領者は、開示者より開示された秘密情報を、善良な管理者の注意義務をもって保持し、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、本RFP以外の目的に使用してはならない。

- 2 受領者は、本RFPのために秘密情報を知る必要のある自己の役員又は従業員若しくは職員に対してのみ秘密情報を開示できる。
- 3 受領者は、開示者の書面による事前の同意を得た場合を除き、開示者から開示された秘密情報を、第三者に開示又は漏洩してはならない。なお、受領者は、第三者に秘密情報を開示する場合、当該第三者に対して、本契約において自己が負う義務と同等の義務を課すものとする。
- 4 前3項にかかわらず、受領者は、法令又は裁判若しくは官公庁の命令により、相手

方から開示された秘密情報の開示を要請された場合、当該法令又は命令の範囲内で、当該秘密情報を開示できる。この場合、当該開示先に対し可能な限りの秘密保持の措置を講ずるとともに、開示する内容を速やかに開示者に通知する。

- 5 本条第2項及び第3項の規定にかかわらず、機構は、本RFPの選定過程において、本契約に定める条件に従い、外部評価者に対し、秘密情報を開示することができる。ただしこの場合、機構は本契約のもとで自己が負う義務と同等の義務を当該外部評価者に課すものとする。

(返還)

第4条 受領者は、本契約の終了後、開示を受けた秘密情報（開示された秘密情報の複製物及びこれらの全部又は一部を含む電子媒体等を含む）を、開示者に返却又は破棄する。

(発明等の取扱)

第5条 受領者は、開示者の秘密情報に基づき、発明、考案、意匠の創作等の技術的成果が生じたときは、直ちに開示者に対して通知し、当該技術的成果の帰属及び取扱等について協議する。

(損害賠償)

第6条 開示者は、他の受領者が本契約に違反した場合、それにより被った直接的な損害の賠償に限り、当該受領者に請求できる。

(有効期間)

第7条 本契約の有効期間は、本契約の締結日より2024年12月31日までとする。ただし、本契約当事者間の合意により、途中解約又は延長することができる。

- 2 前項の規定にかかわらず、本契約第4条から第6条の規定は、本契約の有効期間終了後も、3年間有効に存続する。

(その他)

第8条 本契約は、本契約当事者間における物品の売買、役務の提供若しくは権利の許諾又はこれらの予約又は本契約に定めのない事項を約定するものではない。

- 2 本契約は、本契約に規定された義務に違反しない限り、本契約当事者が独自に又は第三者と類似の情報交換及び開発等の目的を追求することを制限するものではない。

- 3 本契約において開示された秘密情報は、開示者に帰属するものとし、開示者による秘密情報の開示は、本RFPのために使用する権利を除き、秘密情報の譲渡、ライセンスその他いかなる権利を許諾するものではない。

(協議解決)

第9条 本契約に定めのない事項及び解釈上疑義が生じた事項については、本契約当事者間で協議し、解決する。

(合意管轄)

第10条 本契約及びこれに付随する一切の約定に関する紛争については、東京地方裁判所(本庁)を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

本契約の締結を証するため、本書2通を作成し、本契約当事者が記名捺印の上、各1通を保管するものとする。

〇〇年〇〇月〇〇日

	【所在地】
(〇〇)	〇〇株式会社
	【代表者所属】
	【代表者役職・氏名】
	茨城県つくば市千現 2-1-1
(機構)	国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構
	有人宇宙技術部門
	事業推進部長 上森 規光